

令和5年度第2回
朝霞市住居表示整備審議会議事録

令和5年10月4日
市民環境部 総合窓口課

様式第3号（第13条関係）

会 議 録

会議の名称	令和5年度第2回朝霞市住居表示整備審議会	
開催日時	令和5年10月4日（水）午前10時00分～午前11時10分	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）	
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・委員：7名（名簿順） 田原委員、二見委員、神田委員、植木委員、内田委員（副会長） 岡村委員、渡辺委員（会長） 欠席：高橋委員 ・事務局：5名 清水市民環境部長、並木総合窓口課長、竹本総合窓口課長補佐、 望月総合窓口課専門員、小川総合窓口課管理係長 	
議題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住居表示実施に関する意見について (2) 答申案について (3) その他 	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・事前配布資料 次第 資料1：第1回朝霞市住居表示整備審議会での主なご意見 （要旨） 資料2：住居表示整備に関する説明会実施報告 資料3：答申案（1から4まで） 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法：委員による確認（植木委員、内田委員）	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	特になし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【望月専門員】

定刻になりました。みなさま、おはようございます。本日はご多忙の中、また足元の悪い中ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日の会議は「市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針」に従って進めてまいります。本市では、会議は原則公開となりますことから、傍聴要領に基づいて傍聴を許可しています。本日の会議は、特定の方の個人情報を取り扱う議題はございませんので、傍聴者による傍聴及び録音、撮影について、許可させていただきます。

会議の途中であっても傍聴希望者がいらっしゃった場合には、傍聴要領に基づき、入室していただきますので、ご了承ください。

なお、審議内容が特定の個人に関する情報を取り扱うことになる場合など、特に配慮が必要になったときは、その都度、委員のみなさまにお諮りした上で判断させていただきたいと思います。

それでは、傍聴希望者がいらっしゃいましたら、傍聴席にご案内します。

（事務局の確認により傍聴者なし）

【望月専門員】

次に、資料の確認をお願いします。

事前にお配りしました資料は4点でございます。

- ・ 1点目は本日の「次第」
- ・ 2点目は右上に「資料1」とある『第1回朝霞市住居表示整備審議会』での主なご意見（要旨）が表題の資料
- ・ 3点目は右上に「資料2」とある「住居表示整備に関する説明会実施報告」が表題の資料
- ・ 4点目は、右上に「資料3」とある「答申案（1から4まで）」が表題の資料となります。

資料をお持ちでない方、また不足等がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

（特に不足等なし）

【望月専門員】

本日の出席委員は7名でございます。

なお、本日、高橋委員は所要のため欠席でございます。

委員の過半数が出席しておりますので、朝霞市住居表示整備審議会条例第6条第2項の規定により本審議会は成立します。

それでは、ここからは朝霞市住居表示整備審議会条例第5条第2項の規定に基づき、渡辺会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

【渡辺会長】

みなさん、おはようございます。ただいまから、令和5年度第2回朝霞市住居表示整備審議会を開会します。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

本審議会では、会議録の作成にあたりまして、電磁的記録から文書に書き起こした要点記録とさせていただきますので、ご了承ください。

なお、会議録の作成にあたりまして、本日の議事録を確認し、署名していただく2名の委員ですが、名簿の順に従いまして、植木委員と内田委員とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、前回の諮問事項「町割及び町名について」の答申に向けた審議となります。答申案がまとめられますよう、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

それでは、議題（1）住居表示実施に関する意見について、を議題とします。前回の審議内容やみなさんからのご意見を改めて確認したいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

【竹本課長補佐】

本日の審議会では、前回いただきましたご意見、住居表示に関する地元説明会の報告、町割及び町名についての答申案を説明させていただきます。

それでは、まず、資料1の第1回朝霞市住居表示整備審議会での主なご意見（要旨）をご覧ください。

まず、1つ目は、「あずま」という名称は、周辺の方や土地所有者などにとっては馴染みがあるので、「あずま一丁目・二丁目」という新町名が良いのではないかというご意見

2つ目は、整備区域内に町内会の会員がいるため、根岸台三丁目が良いのではないか。また、区画道路1号から外環に出た2号バイパス手前の道路の南東側を根岸台八丁目にして、カインズとの並びを根岸台三丁目とし、将来的に九小周辺地域は面積を考慮し、歩道橋を境に根岸台九丁目にしても良いのではないかというご意見

3つ目は、ゴンボウジ坂の五差路の交差点は根岸台三丁目と四丁目、八丁目が入り組んでいるので、区切り良く分ければわかりやすいと思うというご意見

4つ目は、将来的には九小も追加して区画割りが考えられるので、あずま南地区だけではなく、周辺地区も考慮して一体的に区切り良い形で町名を考えたらどうかというご意見

5つ目は、当初、九小側を含めて一体的に区画整理を行う予定であったが、積水化学工業跡地の開発の絡みなどもあり、あずま南地区を先行した経緯がある。地権者からは、九小側も区画整理を進めてほしい旨の意見が多くあり、今回の町名が九小側にも引き継がれていくものと思うというご意見

6つ目は、地権者の歴史的な背景や地元町内会は馴染み深いですが、一方でこの辺りは新しい住宅も増えてきており、地元ではない方にすれば、根岸と台だから根岸台というとなじみのある印象がある。九小の周辺については、将来的に考えれば良いと思うというご意見

7つ目は、現地はカインズホームの前の道路との高低差を感じた。周囲の字名に台という地名が使われていることやカインズとの連続性を考えると、根岸台という町名もあると思う。根岸台三丁目と八丁目の案は、境になる道路の整備状況を踏まえると、そこで町名を分けずに根岸台三丁目で一体とすることが望ましいのではないかというご意見でございました。

ここから、ご意見をまとめてみますと、町名を根岸台とすることと新町名を付けるといった内容でございました。

続きまして、資料2「住居表示整備に関する説明会実施報告」をご覧ください。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

去る8月30日午後6時から、東町内会館にて、あずま南土地区画整理組合の総会のお借りしまして、住居表示について地元説明会を実施しました。23名の方が出席されており、説明内容としては、

- ①住居表示について
- ②住居表示実施後の住所変更手続きについて
- ③現地調査のご協力について

説明をさせていただきました。そのときに配布した資料は添付しているものとなっております。

なお、当日及び本日の審議会まで、特にご意見やご質問等はございませんでした。説明は以上でございます。

【渡辺会長】

事務局の説明が終了しました。ただいまの件につきまして、何かご意見やご質問等がございますか。

(特に意見等はなし)

【渡辺会長】

次に、議題（2）答申案についてを議題とします。

本日はできれば、この案の中から1つを答申案として決定したいと思います。前回の審議会から約3か月が経過しておりますが、改めて、お考えやご意見などがございましたら、後ほどご発言をお願いします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

【竹本課長補佐】

資料3「答申案」をご覧ください。

また、説明する中で答申案ごとにスクリーン上に図案を映しますので、併せてご覧ください。本日提案する答申案は、前回の審議会でのご意見を基にまとめたものとなっております。

まず、答申案1「全域を根岸台三丁目に編入する」についてです。

「朝霞市住居表示実施基準要綱」(第3条)に、町の名称の定め方として、「従来の名称に準拠して、歴史上由緒あるもの、親しみの深いものを考慮すること」などが規定されております。そのような状況に鑑み、あずま南地区は、「大字根岸」、「大字台」という2つの字名の地域となっていることから、「根岸台」という町名であれば、従来の名称に準拠したものと考えられます。根岸台三丁目に位置する積水化学工業跡地とあずま南地区は、地続きで古くから小字名が同じ「谷中」の地域であり、歴史的に一体的で由緒ある地域であると考えます。あずま南地区の大半が根岸台三丁目に接しており、根岸台三丁目に編入することで地域住民や社会全体にとっても親しみ深く、受け入れやすい町名であるとも考えられます。

また、都市計画上の観点から、あずま南地区は、将来においても積水化学工業跡地周辺と一体となって地域経済の発展と雇用を創出する重点的な地区として土地利用の誘導を図るとされ、積水化学工業跡地の町名と同じ根岸台三丁目とすることで、一体感を持った区域として整備されることが期待できます。

さらに、朝霞市都市計画マスタープランや地区計画では、積水化学工業跡地は、商業地域と住居地域への土地利用の誘導、あずま南地区においては、交通の利便性に優れた立地

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

を生かした工業系の土地利用への誘導の二つの土地利用を一体的に図ることを目指し、「まちづくり重点地区」として位置付けられております。

次に、答申案2「根岸台三丁目と根岸台八丁目に編入する」についてです。

こちらは、前段から中段までは、答申案1と同じ内容ですので省略して説明させていただきます。

あずま南地区は、「根岸台三丁目」と「根岸台八丁目に」に接しており、それぞれの地域に編入することは、地域住民や社会全体にとっても親しみ深く、受け入れやすい町名であると考えます。

また、あずま南地区は、「根岸台三丁目」と「根岸台八丁目」に接している部分が計画道路で切り分けられており、将来、朝霞市立朝霞第九小学校周辺の区画整理が行われ、新たに住居表示を考えると、その町名順の連続性も考慮できるものと考えます。

次に、答申案3「新たに根岸台九丁目とする」についてです。

こちら前段部分が同じですので、省略させていただきます。現在、根岸台の地域は「八丁目」まで住居表示されており、地域全体のバランスや面積、用途地域等を考慮すると「根岸台九丁目」を付けることにより、新たに区画整理されたイメージとともに、地域住民や社会全体にとっても、受け入れやすい町名であると考えます。

また、将来、朝霞市立朝霞第九小学校周辺の区画整理が行われ、新たに住居表示を考えると、その町名順の連続性も考慮できるものと考えます。

最後に、答申案4「新町名（あずま）とする」についてです。

あずま南地区を含む周辺一帯は、過去に「あずま耕地」という土地柄や「あずま水利組合」といった組合が存在したなどの歴史的経緯から、「あずま」という名称は、地元住民や地権者にとって、大変馴染み深く愛着のあるものとなっております。

そのような状況から、新町名（あずま）は、古くから地域に根付いた由緒ある名称であるとともに、歴史的な経緯を背景に町名が定められることで、その由来が将来にわたり認識できるものと考えます。

また、将来、朝霞市立朝霞第九小学校周辺の区画整理が行われ、新たに住居表示を考えると、歴史的に由緒ある「新町名（あずま）」が引き継がれることが見込まれます。

以上で4つの答申案についての説明を終わります。

委員のみなさまより、ご意見をいただき、1つの答申案に絞っていただきたいと考えておりますので、ご審議をお願いします。

【渡辺会長】

事務局の説明が終了しました。ただいまの4案の説明内容に対して、何かご意見やご質問はございますか。

【内田副会長】

資料1の前の意見を見ましたが、意見1、3、4、5については、第4案の「あずま一丁目」という町名でも良いのかなということで、前は違う意見を言ったのですが、あずま南地区は根岸台と地形が少し異なるので、昔からの呼称である「あずま」でも違和感はないのかなと思っています。

「あずま」という呼称は、子どもの頃から使っていたこともあり違和感もなく、また、ここは台地ではなく、水田地帯なので、あずま一丁目という第4案であれば、将来、九小の方も二丁目・三丁目と延ばせると考えますので、第4案が良いと思います。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【渡辺会長】

答申案については、次でみなさんからご意見を伺いたと思いますが、まずは事務局の説明に対してご質問等はないということによろしいですか。

（特に質問等はなし）

【渡辺会長】

それでは、答申案をまとめるため、みなさんのご意見を伺っていきたくと思いますがよろしいですか。

（異議なし）

【渡辺会長】

答申案を決定するにあたり、大事な部分ですので、委員お一人ずつご意見を伺いたと思います。

【渡辺会長】

それでは、田原委員からご意見をお願いします。

【田原委員】

私の意見は前回と変わらず、昔ながらの「あずま」という地名は親近感があって大事なことだなと思いますが、それ以外の新しい町名の中で「根岸台」の方が馴染みがあることに変わりはありません。あとはどのように分けるかですが、ビジュアル的に第2案はバランスが良いと見ておりました。全域を「根岸台三丁目」にしてしまうと根岸台八丁目が先細りに残ってしまうと思いますので、道路で分けると一番すっきりするのではないかと思います。その後九小、大字台や根岸の町名を考えたとしても、もう少し上に行くとも黒目川に当たるので、そのまま「根岸台三丁目」が良いのかなという印象です。私は東町内会に入っておりますが、住居表示という意味では「根岸台三丁目」と一緒にした方が、わかりやすいのかなと思います。

【二見委員】

朝霞第九小学校が大字台で、その反対側が大字根岸となっておりますが、将来的に住居表示が根岸台となったときは、住民と同じですが、かなり広範なところが根岸台になると思います。みなさんのご意見次第でよろしいかと思えます。

【渡辺会長】

4つの案のうち、どれでもよろしいでしょうか。

【二見委員】

4案のうち、どれでも結構です。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【神田委員】

先ほど内田副会長からご意見があったように、「あずま」という地名は地元の方にとって、大事だということは承知しております。ここで視点として、図面で黄色く塗ってありますが、この隣は積水跡地の開発がすでに終わっており、根岸台として整備されてきていることを考えると、それを一緒に取り込めるのであれば、元々あずま耕地の一面をなす範囲としても有効であると思っております。すでに隣のカインズと積水の開発用地との連続性を考えると、根岸台というのが流れ的に良いのかなと思っておりました。分け方については特に意見はないのですが、連続性という意味ではそのような状況です。

【渡辺会長】

根岸台ということでは、答申案1、2、3のどれかということによろしいですか。

【神田委員】

はい、結構です。

【植木委員】

前回の会議のときに、すべて根岸台三丁目という意見を述べましたが、今回の資料を見て、根岸台三丁目と八丁目を分ける部分は、都市計画道路とされております。そういう意味では、土地の連続性というところで、三丁目と八丁目に分ける案でも納得いくのかなと思っております。連続性からすると三丁目か八丁目という気がするのですが、東町内会という地域のご意見を尊重したいという気持ちはあります。

【岡村委員】

行政の立場で資料を見ましたが、みなさんの総意で決めていただければというのが正直なところです。答申案の1ですと逆の立場であれば、説明をして決めましたと、すっと入ってくる印象があります。答申案2は、町名を分けるところですが、個人的にはどちらかになるのかなと思っております。私は「あずま」という地域はわかりませんが、特段、答申案1や2とか3、4というのは今のところ決めかねているところです。ただ、全体的には答申案1か2というところです。

【神田委員】

事務方から都市計画道路についてはきちんと説明した方が良いと思っております。赤池を起点とする新河岸川通線は廃止になっていますから、指摘のあった図面上の右上に上がっていく道路で境にしようとしているところは、地区計画に基づく地区施設道路だと思っておりますので、制度的な説明を加えてください。

【並木課長】

都市計画道路と言いますと、イメージとしては一緒なのかもしれませんが、法律上は違う位置付けとなっております。区域計画というものが定められておまして、区域計画の中で区域道路として1号、2号、3号という形で指定しているもので、都市計画道路と別のもことになります。都市計画道路は、国や県の視点から指定された道路で図面上の道路は、区画道路という名称になります。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【内田副会長】

今の説明に補足させていただくと、都市計画法と道路法を間違えるのは、区画整理の設定は都市計画法で区域を、中をつくるのは、区画街路とか区画道路で、道路法に基づいて認定するのです。だから、ここには都市計画道路は一本も入っていないです。廃止していて、入っているのは右側の国道だけで、完成しているので問題はないのですが、そういう説明をきちんとしないとわからなくなるのでお願いしたいと思います。

【渡辺会長】

事務局から何か補足はございますか。

【清水部長】

朝霞市の都市計画図というのがあるのですが、右側のいわゆるバイパスが都市計画道路です。あずま南地区の土地区画整理事業の中の道路で、一番上のところについては、市道22号線の現状道路を拡幅するというような経緯です。一番下の部分については、市道6号線で現状は公道として認定はされておりますが、区画整理事業として新たに拡幅するということが正しい説明になります。

【植木委員】

お聞きしたいのですが、先ほど根岸台三丁目と八丁目を分けるといった区画整理道路は今後、拡幅の予定はあるのですか。

【渡辺会長】

今後は無いと思います。歩道など付きますので、現状よりは多少広がりますが、区画整理で整備したら、それ以降に広がるような話しは無いと思います。

【渡辺会長】

内田副会長は、先ほどご意見をおっしゃいましたが、何か補足はございますか。

【内田副会長】

4案の新町名「あずま」でお願いできればと思います。

【渡辺会長】

私の意見としては、この町割と町名については、新しく町名を付ける機会はこれ以降、無いと思いますので、新しい町名を付けたいという気持ちが一番強いです。なぜかというところ、最近では「青葉台」というところがありますが、大変良い町名だなと感じていて、緑が多くて良いところだと思います。根岸台でも悪くはないのですが、せっかく新しい町名を付ける機会なので、第一としては「あずま」、次の意見としては、根岸台で三丁目ではなく、新しく根岸台九丁目が良いという意見です。

【田原委員】

町内会の区割りを聞きたいのですが、内田副会長にお聞きしたら良いのですか。東町内会というのは、このあずま南地区全部が対象となるのですか。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【内田副会長】

答申案2の図の黄色いところに大字根岸とか台とか付けて、東町内会の一部として区域の中に入れていて、その中に3件の住宅があり会員として登録しています。

【田原委員】

根岸台八丁目にあたるところはどうですか。

【内田副会長】

ファミリーマートのところだけで、あとは置き場です。

【田原委員】

東町内会は結構広くて長く、駅前の方からずっと東町内会があって、この辺りも、他の地域が東という町名であれば、「あずま」は親和性があると思うのですが、東町内会があずまという町名と根岸台という町名に分かれるとわかりにくいという印象があります。

【内田副会長】

その話しは、15年前から担当課に言っていますが、隣の市のように道路が次々開発されたので、相談をして町内会の区割りをやり直そうとしていましたが、根岸台は全部筆界になっているのです。道路が南側に面した土地が、隣の町内会で右側から面した方は、私の町内会で畑の背合わせを境界にしている状況です。区画整理を全く行っていないので、道路で分けましようとは何回か言ったことがあります。

【渡辺会長】

他に何かご意見等はございますか。

【二見委員】

ここを新しく「あずま」という町名にした場合に、今後、区画整理が進んでいって九小側の方も新しく「あずま」という町名を付けていくのですか。

【渡辺会長】

私は、そういう方向が良いのかなと思います。

【内田副会長】

私も「あずま」と付けたら、九小の裏で割ると面積的に2等分できるので、二丁目、三丁目もありかなと考えていました。今回のところを一丁目にして、市内の町名でも二・三丁目が終わっているところがあるので、面積的にも同じようなのかなと考えていました。

【二見委員】

ここを新しい町名にしておけば、九小側も継続して町名を付けられると思います。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【内田副会長】

区域内の事業所や住宅も書類上の整理が楽だと思えます。例えば、あずま一丁目にすれば、また新たに何か検討したときに変更するようになります。これは行政が行うのではなく、民間の方が全部手続きを行うので、大変さを思うと、あずま一丁目にして全部つなげてしまうことが良いのかなという意見です。

【渡辺会長】

他に何かご意見等はございますか。

（特に意見等はなし）

【渡辺会長】

これまでのご意見を総合しますと、一つに絞り切れない部分がありますので、事務局から何か提案はございますか。

【並木課長】

委員のみなさまのご意見がそれぞれ分かれたようですので、多数決にするか、あるいは加投票をご用意しますので、みなさまに順位を付けていただき、それを得点に変換して最も高い案に決めるという方法があります。

【渡辺会長】

加票する方法とは、具体的にどうするのですか。

【並木課長】

みなさまに順位付けの票を1枚ずつお配りしますので、その答申案1・2・3・4の欄に順位を記入していただきます。1位には4点、2位には3点、3位には2点、4位には1点を付けて集計し、最も得点の高いものを答申として選択する方法です。話し合いでは、なかなか決まらないように見受けられますので、加点による決め方もあると思います。もし同点だった場合には、上位二つに絞って、もう一度加票するという方法があります。

【渡辺会長】

順位は1から4まで必ず付けるのですね。それを集計して1点差でも得点の高いものを決定するのですね。

【並木課長】

ご意見が分かれているようですので、そのようになります。また、根岸台にしたとしても、全体を三丁目にするのと三丁目と八丁目に分けるのがありますし、新町名にするにしても、町名も「あずま」にするのか、「あずま南」にするのか、ひらがなにするのか、漢字にするのかということも決めなければなりません。ここで決められなければ3回目の審議会の開催ということになります。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【渡辺会長】

将来的に九小側の区画整理もありますので、「あずま南」という町名は無いと思います。あくまでも、あずま一丁目で九小側は、あずま二丁目とか三丁目でしょうか。

【並木課長】

根岸台という町名を継承するのか、新町名を付けるのかということ、まず多数決で決める方法、あるいは最初から加点による方法で決めることも考えられます。

【渡辺会長】

ただいまの事務局からの提案ですと、一つは1、2、3、4と順位を付けて、それぞれに4点、3点、2点、1点と加点して集計し、最も高い点数に決定する方法と、もう一つは、まず、「あずま」という新町名にするのか、根岸台という町名にするのかを多数決で決めてあずまに決まれば「あずま」ですが、「根岸台」に決まった場合は三丁目とか九丁目、三・八丁目とか3案ありますので、そこで決選投票みたいな形になるかと思いますが、どちらにするのかご意見はございますか。

【神田委員】

4案が整理されて示されているので、それに対しての考え方を順位付けするだけで、単純に加点方式の方が良いと思います。

【植木委員】

今日、議論させていただいて、私の考え方も見直すところもありましたが、ただいまの副市長からの提案の4案での加点方式がよろしいかと思います。

【田原委員】

私も加点方式で良いと思います。

【渡辺会長】

他にご意見等はございますか。

(特に意見等はなし)

【渡辺会長】

それでは、特にご意見等はないようですので、加点方式で決定したいと思います、よろしいですか。

(異議なし)

【渡辺会長】

それでは、事務局は準備をお願いします。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【並木課長】

これから加点票をお配りします。

【望月専門員】

事務局から改めて加点方式について、ご説明します。お配りしました加点票には4つの答申案が示されておりますが、4案にそれぞれ1番から4番までの順位をご記入いただきたいと思っております。お書きになった順位ごとに、1番には4点、2番には3点、3番には2点、4番には1点をそれぞれ加点して、最も加点の高かった案を答申として選ばせていただきたいと思っております。後ほど、事務局で加点票を回収し、集計をさせていただきます。なお、念のため、お名前もご記入ください。

（委員による加点票の記入・回収）

【望月専門員】

ご記入ありがとうございました。早速、集計をしますので、少々お時間をいただきたいと思っております。

（加点票の集計）

【竹本課長補佐】

それでは、加点票を集計した結果につきまして、最も加点の高かった案は、答申案4の「新町名あずま」で21点、2番目に高かったのは、答申案2の「根岸台三丁目と根岸台八丁目に編入する」で17点、3番目は、答申案1及び答申案3が16点で同点という結果でございました。この結果、答申案4が最も加点の高かった案となりました。

【渡辺会長】

ただいま、事務局から発表がありましたとおり、加点票を集計した結果、最も加点の多かったものは、答申案4でございました。従いまして、答申案4の「新町名あずま」を答申として選びたいと思っておりますが、いかがですか。

（異議なし）

【渡辺会長】

ありがとうございます。それでは、答申案としましては、答申案4「新町名あずま」に決定します。

次に、議題（3）その他ですが、事務局から何かございますか。

【望月専門員】

その他でございますが、委員のみなさまのご協力によりまして、答申内容がまとまりましたので、本審議会でのご意見を踏まえ、答申書の原案を作成させていただきたいと思っております。なお、原案が出来上がりましたら、会長、副会長をはじめ、委員のみなさまにご確認いただいた上で市長に答申したいと思っておりますので、ご承知おきください。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【神田委員】

説明の途中ですが、議事の進行上、新町名の「あずま」で異論は無いのですが、ひらがな、かつ、一丁目が付くということでもよろしいか、最後に確認していただいたほうが良いかと思えます。

【二見委員】

先ほど言いましたが、このあと区画整理が進み九小側が出来たときも、「あずま」との関係性があるので、内田副会長がおっしゃったとおり、例えば、ここがあずま一丁目になれば、あずま二丁目、三丁目というところまでは、今回決めなくても良いということでもよろしいのですか。

【並木課長】

ただいま新町名を付けることで、ご意見をいただきましたが、まずは「あずま南」は無しで、あとは漢字にするのか、ひらがなにするのかを本日みなさまにお諮りいただきたいということと、区割りにつきましても審議会で決めなければならないと考えております。事務局としては、図面上の一つの青い枠内すべてに何丁目と付さなければなりませんので、「あずま」というひらがなで、先ほどご意見がございました一丁目と認識しております。実は「青葉台」も一丁目しかございませんので、今回も同じ形式でもよろしいか、お諮りいただきたいと思っております。

【渡辺会長】

前回、漢字で東にすると「ひがし」と読む方もいるので、ひらがなで「あずま」が良いのではないかと発言した記憶があります。この一帯の区画整理の関係で、ここを一丁目にして、次に九小側も新たに住居表示の機会が出来ましたら、二丁目、三丁目になるかと考えておりますが、みなさんから何かご意見はございますか。

【二見委員】

基本的に今はこの部分を決めるだけですから、新しい町名に一丁目が付き、将来的なことに関しては先々のことですが、そこに意見として付すのか、それとも一切触れないのかというところですが、先々に九小側の区画整理が進み、新たに町名や町割を決めることになって議論するとき、今回議論したことが参考意見として付記できるのか、あるいはここだけの議論で終わってしまうのかを確認したいと思います。

【並木課長】

答申としては、図面上の青い枠内のことだけを考えております。ただ、答申に付記事項として載せることもありますので、対応は可能と考えております。まず、答申は青い枠内として、そこに付記するかどうかについてもみなさんにお諮りし、決めていただく必要があります。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【内田副会長】

私どもの町内会の会員がこの地区内に農地を持っていて、東町内会というと市内では大体わかるのですが、市外に出ると必ず「ひがし町内会」と書類上、聞かれるので「あずま」ですよと答えています。先ほど会長からも聞いているので、私はひらがなで良いと思います。また、先ほど二見委員がおっしゃった、九小側も答申書の最後に後記として、将来的に開発や区画整理が行われたときに、この町名を継続しますという一文を入れたほうが良いのではないかと思いますが出来ないのですか。

【並木課長】

諮問の内容がこの区域のことだけですが、付記としては載せることはできます。

【内田副会長】

それとは別に一番最後の後段のところ、九小側も継続しますというような表示は出来ないのですか。

【並木課長】

付記事項のところでしたら、みなさまにお諮りして了承いただければ可能です。

【内田副会長】

告示行為の書類には書けないことはわかりますが、答申書の説明資料には書けると思うのですが。答申書の説明資料に書けば、将来的にも担保できると思います。

【望月専門員】

住居表示を決定する際には、このような審議会を設けて議論する必要があります。今後、九小区域を含む周辺の区画整理が行われ住居表示の話があつて審議会を開く際に、みなさまが委員になるかはわかりませんが、そのときに改めて議論が必要になります。ここでは、まず諮問事項に対する答申ということで、あずま南地区だけを考えていくことになると思います。

【神田委員】

この審議会の意見として付記できないかというところです。今後の九小側の議論の際に審議会を開くことは、全員が承知していることでそこで議論がひっくり返るかもしれませんが、一文補足意見を書けないのかというのが内田副会長のご意見です。

【内田副会長】

答申書を説明する資料の中に入れておかないと、次に審議会を開いたときに継続性が無くなってしまうわけです。私が心配しているのは、九小側にも同じ地権者がいるので町名が変わると、「また町名が変わるのか」と言われると思います。その説明資料に入れられないかということです。

【並木課長】

はい、入れられます。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【渡辺会長】

それでは、資料に付記事項として、将来の九小側も「あずま」で何丁目かという文言を入れることでよろしいですか。

（異議なし）

【並木課長】

答申の内容ですが、まず青い枠内を一体で一つの地域としてよろしいか、全体を「あずま一丁目」として区分けしてよろしいかが諮問の1点で、もう1点は、町名の名前をひらがなとしてよろしいかの2点について、みなさんにお諮りしていただきたいと思います。

【渡辺会長】

それでは、もう一度確認しますと、町名は「あずま」ということで、表記はひらがなとして、道路の青い部分で区切られている一体を一丁目とすることでよろしいですか。

（異議なし）

【渡辺会長】

ありがとうございました。他にみなさんから何かございますか。

（特に意見等はなし）

【渡辺会長】

それでは、最後に議題（3）その他ですが、事務局から何かございますか。

【望月専門員】

答申書の原案が出来上がりましたら、会長、副会長をはじめ、委員のみなさまにご確認いただいた上で市長に答申したいと思いますので、ご承知おきください。また、住居表示に係る周知といたしましては、広報あさかの10月号にあずま南地区の住居表示の実施に関する記事を掲載するとともに、市のホームページにおいても掲載し、広く周知を図っておりますのでお知らせします。次に本日の議事録については、前回と同様に事務局で取りまとめ次第、委員のみなさまに郵送し、内容等の確認をお願いしたいと思います。みなさまの議事録確認後に、先ほど会長からご指名のありました植木委員と内田委員のお二人にご署名をお願いしたいと思います。事務局からは以上です。

【渡辺会長】

みなさんから何かご意見等はございますか。

（特に意見等はなし）

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【渡辺会長】

ご意見等は無いようですので、私から一言ごあいさつをさせていただきます。みなさんのご協力によりまして、諮問事項に対する答申案を取りまとめることができましたことに心よりお礼申し上げます。委員のみなさんにおかれましては、引き続き、あずま南地区の住居表示の実施ならびに今後の地域の発展にご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます、以上を持ちまして、令和5年度第2回朝霞市住居表示整備審議会を終了させていただきます。

それでは、事務局にお返しします。

【清水部長】

活発な議論をいただきまして、ありがとうございます。渡辺会長には、加点方式ということで、難しい議事運営だったと思いますが、答申案をまとめていただきまして、ありがとうございます。また、委員のみなさまには、活発な議論をしていただきまして、ありがとうございます。

市としましては、今後、住居表示の実施に向けまして、答申案の作成と準備をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

委員のみなさまのご協力に心より感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

以上